

2024年1月26日
金沢エナジー株式会社**令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する
ガス料金・電気料金の特別措置内容の追加について**

令和6年能登半島地震により被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

当社は、同地震に起因して、災害救助法適用日（2024年1月1日）以前から当社とガスまたは電気のご契約があり、石川県金沢市において被災されたお客さまからお申し出があった場合に、ガス料金ならびに電気料金の特別措置を講ずることとしております。

（1月9日お知らせ済）

同地震の甚大な被害により、多くの方々が長期にわたり避難生活を余儀なくされている状況を踏まえ、下記のとおり、ガス料金ならびに電気料金の特別措置を追加実施いたします。

記

1. 対象お客さま

災害救助法が適用された石川県、富山県、福井県および新潟県の各市町村において被災され、避難等の理由による転居に伴い、当社とガス（簡易ガスを含みます）または電気のご契約を締結され、当社にお申し出があったお客さま

2. 特別措置の追加内容

特別措置	内容
① 支払期限日（※）の延長	被災されたお客さまの2024年2月分、3月分、4月分および5月分のガス料金ならびに電気料金の支払期限日を各々1カ月間延長します。
② 不適用月のガス料金ならびに電気料金の免除	被災されたお客さまが、全くガス・電気を使用されなかった月のガス料金ならびに電気料金は、6カ月間（2024年2月分～7月分）に限り申し受けません。

※当社が料金計算を行なった日の翌日から起算して50日目の日

3. お申し込み方法

当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。

4. お問い合わせ先

金沢エナジー株式会社 コールセンター（ナビダイヤル 0570-001874・受付時間 9～18時）

※IP電話・海外からご利用の場合は076-214-8470へおかけください

以上